

2020年3月13日
一般社団法人日本少額短期保険協会

新型コロナウイルス感染症により影響を受けられたご契約者の皆様へ

このたびの新型コロナウイルス感染症により影響を受けた方々に、心からお見舞い申し上げます。

少額短期保険業者では、新型コロナウイルス感染症により影響を受けたご契約者の皆様のご契約について、以下の特別措置のお取扱いができる場合があります。

お取扱いの詳細につきましては、ご契約されている少額短期保険業者により異なります。詳しくはご契約されている少額短期保険業者にお問い合わせください。

少額短期保険業者各社のお問い合わせ照会窓口は、下記URLよりご確認ください。

http://www.shougakutanki.jp/general/consumer/consult_list.html

なお、ご加入の少額短期保険業者がご不明の場合については、ご加入いただいた代理店（不動産管理会社等）にご照会ください。

<生命保険型商品の場合>

1. 保険料払込猶予期間の延長

お客様のお申し出により、契約更新も含めた保険料のお払込みについて、猶予する期間を一定期間、延長いたします。

<損害保険型商品の場合>

1. 継続契約の締結手続きの猶予

お客様のお申し出により、現在ご契約いただいている保険契約のご継続にかかる手続きについて、ご契約の満了日に応じて一定期間、猶予いたします。

2. 保険料払込猶予期間の延長

お客様のお申し出により、保険料のお払込みについて、猶予する期間を一定期間、延長いたします。

以上